

# 時価算定会計基準等、公表される

— ASBJ、JICPA

去る7月4日、企業会計基準委員会から、企業会計基準30号「時価の算定に関する会計基準」等が公表された。

また、同日、日本公認会計士協会より「会計制度委員会報告第14号『金融商品会計に関する実務指針』、金融商品会計に関するQ&A及び同4号『外貨建取引等の会計処理に関する実務指針』の改正」が公表された。

## 時価算定会計基準

### (1) 開発の方針

金融商品の時価に関するガイダンスおよび開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図るため、開発の方針として、IFRS13号の定めを基本的にすべて取り入れることとし、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとした。

### (2) 基準の内容

金融商品やトレーディング目的で保有する棚卸資産について、時価を「算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行

われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格」と定義し、時価の算定単位、算定方法、市場価格のない株式等、開示等における取扱いを定めている。

なお、市場価格のない株式等の別紙2で、改正後の金融商品の貸借対照表価額および時価注記の取扱いの概要がまとめられている。

### (3) 適用時期

時価算定会計基準は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用することとし、2020年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの早期適用を認めている。また、2020年3月31日以後終了する連結会計年度および事業年度における年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から適用することができる。

## 金融商品会計実務指針等の改正

### 改正

時価算定会計基準の開発に際し、ASBJからJICPAに対し、関連する会計制度委員会報告等として、外貨建取引等実務指針、金融商品会計実務指針および金融商品会計Q&Aの改正の検討の依頼があったため、金融商品会計実務指針等の改正が行われた。

主な改正点は次のとおり。

- ① 時価の算定に関する取扱い
- ② その他有価証券の決算時の時価としての期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額の取扱い
- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券等の取扱い

適用時期は、改正金融商品会計基準の適用年度からとされており、時価算定会計基準の適用時期と同じである。

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
8月13日(火)まで (10~12日は土曜、 休日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和元年7月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額をあわせて納付する。
9月2日(月)まで (31~1日は土曜、 休日のため)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和元年6月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人 (令和元年5月期) 2カ月延長法人 (平成31年4月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(6月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期、12月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(6月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、9月、12月期)	②~⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

監査

# 改正内部統制実務指針を公表

— JICPA

去る7月5日、日本公認会計士協会は、監査・保証実務委員会報告82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の改正を公表した。

今回の改正は、昨年7月の監査基準の改訂およびそれらに対応するための監査基準委員会報告書の作成・改正を踏まえ、監査報告書の文例（財務諸表監査部分）について所要の見直しを行ったもの。

最も大きく改正されたのは付録3「一体型内部統制監査報告書」

金融

# 堅調な米雇用統計が利下げに与える影響

米労働省は7月5日に6月の雇用統計を発表した。それによると、非農業部門の雇用者数は、市場予測の16万人増加を上回る22万4千人の増加、失業率は前月より0.1ポイント上昇した。失業率は、前月比でわずかに悪化したものの、現状では約49年ぶりとなる水準まで低下しているため、雇用情勢を考えるうえで

投資のハナシ  
裏表

# アクティビストは善か悪か

三田 哉

最近、投資家が株主として企業にも申すケースが日本でも増えているらしい。彼らはアクティビストと呼ばれている。年金といった従来の機関投資家でも株主として意見を表明すること（アクティビズム）もあるが、こういった投資家はアクティビストと呼ばない。ここでは、アクティビズム戦略をとるヘッジファンドのことをアクティビストと呼ぶことにする。

論文は、米国でアクティビストのターゲットとなった企業が1〜2年後にどうなったかを追跡調査したものだ。1〜2カ月という短期間では株価上昇が起こり、市場はアクティビストを評価しているという調査結果は他の論文でも報告されている。これがアクティビスト肯定派の論拠だ。その後の長期的効果をこの論文は調べたのである。

結論は、こうだ。ターゲットが小型企業（平均時価総額2、200万ドル）に限っては、1〜2年後も株価上昇の効果が認められるが、それより大きい規模の企業では、株価上昇は認められない。また、経営指標が改善したという証拠もみつからない。また、アクティビストの登場で、アナリストが予想利益を上方修正した様子もない。面白いのが、株主提案にしたがって、資産売却をした企業は、結局は株価が下がっているという。一方で、株主提案を無視しても、株価は変わらない。

要は、アクティビストの登場は短期的に株価上昇をもたらすが、長期的には、（超小型企業を除いて）株価はもとに戻り、企業が変身した・市場評価が変

ではマイナス材料にはならない。また平均時給は、6セント上昇の27ドル90セントで前年同月比で3.1%増加した。7月の連邦公開市場委員会（FOMC）は、30、31日に開催されるが、今回の雇用統計は、その動きを占う有力な材料の1つだ。今回の堅調な雇用統計のデータを受け、今月のFOMCで0.5%

先日、ある論文<sup>(注)</sup>を読んでこのモヤモヤが解消された。その

わたたという証拠はないということだ。ここからは私見である。アクティビストは株主提案を行うことで注目を集めて株価を上げ、市場に幻想を持たせて売り抜ける（米国ではこれを「take the money and run」と呼ぶ）。自分の提案を企業が実行したのであれば、理想の企業になったわけだから、株主であり続けるのが筋だ。アクティビストが売り抜けることは、アクティビストは自分の提案内容に責任も関心も持っていないということになる。

たとえば、ある人物が野球部の練習に口出しをして、練習内容を改めさせておきながら、野球部の試合をみに行かず、サッカー部の練習に口出しをしている。こんなことを繰り返す人物の指導を誰が真に受けるだろうか。

ということ、本当は「俺の儲けのために」というべきなのに「株主のため」といい、権利の名のもとに無責任な注文をつけるアクティビスト、嘘くさい姿が私は嫌いなのだ。これで、すっきりした。

<sup>(注)</sup> Long-term economic consequences of hedge fund activist interventions, 2018.12. Ede-Hamny

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年7月4日	企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等	ASBJ	国際的な会計基準と日本基準を整合性のあるものとするため、主に金融商品の時価に関するガイダンスおよび開示に関して検討を重ねたもの。あわせて、日本公認会計士協会も金融商品会計実務指針等の改正を行っている。 <a href="https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/accounting_standards/y2019/2019-0704.html">https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/accounting_standards/y2019/2019-0704.html</a>	今号情報ダイジェスト参照
2019年7月9日	IT委員会研究報告第53号「IT委員会実務指針第6号「ITを利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」に関するQ&A」	JICPA	IT委員会研究報告第42号(研究報告第53号の公表をもって廃止)について、クラウドサービス、ERP(Enterprise Resource Planning)といったIT技術の進歩や普及が多岐にわたっていることを踏まえ、見直しを行ったもの。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190709ied.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190709ied.html</a>	—

幅の利下げを実施するとの見方は弱まっている。

ただF F金利先物など、金融市場では0・25%幅の利下げについて依然として織り込み済みのようだ。その理由の1つは、パウエルF R B議長が今年になって、利下げに向けた態度を徐々に明確にする発言を繰り返してきたからだ。今月上旬に上院と下院で行われたパウエル議長の議会証言も同じだった。6月の雇用統計の堅調さを認めながらも、貿易問題と世界経済の強さに対する懸念といった従来からの不安材料を挙げ、6月のF O M C 声明文を引用して今回も「適切に行動する」と利下げ

を示唆する発言を行った。また、もう1つの理由は市場関係者の間で次回は「予防的利下げ」になるとみられていることだ。「予防的」というのは、現状では統計上弱気の経済データばかりではなく、今回の雇用統計のように比較的堅調なデータも散見されるなかで目先利下げに踏み切る可能性が高まっていること、さらに6月に発表されたF O M C メンバーによる今後のF F レートの見通しで、17人中7人の今後3年間の利下げ見込みが年内0・5%幅のみである点がその理由だ。したがって、今回の雇用統計における利下げへの影響は限定的といえる。

証券

今後も絶えない地政学リスク

G 20では、ランプ米大統領は米中貿易摩擦に対し、事前の強硬姿勢を緩め、問題を先送りにした。続いて韓国に飛んで、北朝鮮・金正恩委員長と電撃的なトップ会談を開いた。対中国、対北朝鮮への融和姿勢の反面、イランに対しては一気に強硬姿勢を強め、有志連合を結成してイラン沖航行の船舶を防衛しようと呼びかけてきた。日本政府にとっては悩ましい事態であ

る。イランは中東の石油大産出国であり、その動静は世界の政治経済に大きな影響を及ぼす。世界の株式市場にとっても新たな地政学リスクが浮上した。トランプ・リスクとは異なる地政学リスクとしては日韓関係がある。こちらは2年前の文政権発足以来、悪化の一途をたどってきた。これまでは韓国側が慰安婦問題、徴用工問題などで反日姿勢をとり続けてきた

が、最近、日本は半導体材料3品目の韓国向け輸出の優遇措置を廃止すると決定した。これに対する韓国の反発はさまざま、政財界をあげて大きな衝撃を受けたようだ。日本は韓国の反発を予想以上と受け止めているようだが、いずれ企業レベルでもマイナスの影響が出てこよう。

ここで、国内情勢に目を向けよう。安倍政権の6年半の評価を問う参議院選挙が10月の消費税率引上げの直前に行われるが、争点は福祉、年金、生活不安などであり、憲法改正などはほとんど話題にのぼっていない。選挙後の消費、そして景気の行方が注目されるが、税率引上げ前の駆け込み消費がどうかはポイントだ。令和の始まりの長期休暇で、5月の家計支出は実質4%という4年振りの大幅増加になったが、これは異例のことで、近頃のさう勢とはいえない。これまでのところ、消費は横ばい、どちらかといえば低調という評価が大勢であろう。

これは消費者が税率引上げを冷静に受け止め、消費変動が大きくならず、景気に大きな影響を与えないことを予想させる。

経理用語の豆知識

クロス取引



クロス取引とは、たとえば同一銘柄株式を同一数量で購入と売却を同時に注文して約定をさせる一連の取引をいう。金融資産を売却した後同一の金融資産を同一数量もしくはほとんど同一数量購入した場合または金融資産を購入した後同一の金融資産を売却した場合で、かつ、譲渡価格と購入価格が同一である場合または決済日の期間に係る金利調整が行われた価格である場合には、譲渡人が譲受人から再購入または回収する同時の契約であると推定される。

譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買い戻す権利および義務を実質的に有している場合には、金融資産の消滅の認識要件を満たさないので、たとえ時価で取引されたとしても売却処理は認められないとされている。譲渡人が譲受人から譲渡した金融資産を再購入または回収する同時の契約がある場合でも、金融資産の消滅の認識要件を満たさないので売却処理はできないと解される。